

### 第3回高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時	平成22年2月19日(金)	18時00分～19時40分
開催場所	県庁本庁舎2階 第2応接室	
参加者	(委員) 根小田渡委員(委員長)、橋本誠委員、中越利茂委員、金子努委員、 高村禎二委員、武田裕忠委員、森永洋司委員 (高知県) 臼井林業振興・環境部長、安岡林業振興・環境副部長、 大野森づくり推進課長、久武企画監(分収林改革担当)	
欠席	戸田文友委員	
司会	森づくり推進課 春山課長補佐	

---

(司会)

遅い時間のご案内になりましたけど、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

早速ですけども、第3回目となります高知県森林整備公社経営検討委員会を開催いたします。

本日の日程はお手元の会議次第の通り、まずは報告事項として前回委員会の整理を行った後、議事ということになっています。よろしくお願いいたします。

それから次のページに今日の会の資料の一覧を付けておりますけども、資料の1から4と日刊新聞の切り抜きを付けています。ご確認お願いいたします。

その資料の中で、資料1につきましては武田委員さんから提供していただいたものでございます。

それから今日は、戸田委員が所用のため欠席の連絡を受けております。

それと森永委員さんと武田委員さんが少し遅れるということでございます。

では、これから根小田委員長さんに議長になっていただきまして会を執行いたします。

(根小田委員長)

はい、それではただ今から第3回の森林整備公社経営検討委員会を始めさせていただきます。年度末のお忙しい時期で、しかも夜の時間で大変お忙しいときにお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議事は、会議次第にありますように「森林整備公社の今後の大まかな方向性について」審議をしていただきまして、委員会として大まかな方向性を示すということになっておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、最初に前回の委員会の議論、いろいろありましたが、その論点の整理について事務局の方から報告をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(事務局)

事務局の方からちょっと説明をさせていただきます。

資料No. 2を見ていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(1)(2)となっていて、(2)のところに各委員さんの意見ということで、申しわけなかったですけど、お名前を出させていただいて、発言をしていただいた趣旨を取りまとめております。

また、委員長の方からは、やはり「今後の県民負担はどうか」と。要は「ここがはっきりしないとなかなか方向性が出せない、決まらないね」というようなお話をいただきました。

それから、公益法人への移行時の論点としては、やはり「ビジネスという側面と公益性の側面があるんだけど、ここを整理をしないと」ということで「事務の方で資料を提供をする必要があるんじゃないか」というようなお話をいただきました。

特別委員である東京の弁護士の橋本先生の方からは、「やはり林野庁が進めてきた事業でございまして、林業の特殊性を考えると公社を止めるというふうにはなかなかならないのではないか」、ということをおっしゃっていただいたり、「公社の存廃、公社の箱と事業は別問題で考えた方がいいのではないか」というようなお話をいただきました。

それから、やはり今後については、元金は無理なんでしょうけども、「有利子負債の対策が重要になってくる」のではないかなというようなご意見をいただきました。

金子委員さんの方からは、「今のまま存続でやって、もしかして、続けていくということであれば、住民訴訟が起こる可能性がある」よと、というような事例を含めてですね、実は18年度のグリーンピアの判例を参考にさせていただきながら、そういう訴訟も起こることもあるということ、少し注意をするべきではないかというご意見をいただきました。

それから、高村委員さんの方からは、「今のところ公社の方でランク分けをしてるんで、現地を見ないとなかなか判断できないね」というようなことで、「現地調査についても可能かどうか」というような話をいただきました。

それから、少し公社の資産について私の方が「今まで投資経費をつぎ込んでいます」と、いうことを説明したところ、やはり「どういう経費を使っているのか、分析をしなければなかなか分からない」ということで、「少しそういう分析の資料がいただけないかな」ということだったんですけど。ここについては少し武田委員さんからご説明をいただいたんですけど、無駄ということよりも、我々もそういうご意見をいただきましたので、そういう資料も見ていただかなければいけないなと思っております。

それから、次のページで武田委員さんの方もやはり「最終的には有利子負債の軽減が最

大の課題であろう、懸案事項であろう」というようなことをおっしゃっていただきました。

公認会計士の橋本委員さんの方からは、「今の状態は危機的な状態にある公社については、やはり県が合意する再建計画については、公社がやはり必要があるというか、受け入れるべきである」と、いうことで一体的な対応をしなければいけないというような趣旨の発言だったと思います。

それから、借金はなかなか全部返せないとしても、やはり投資をする順番というか、「投資する金額以上はやはり返済をする、ということが存続です。投資した金額は返せない所については、廃止を提案する」ということで、少しはっきりと、こういう方針を提案をしていただいたということになるかと思えます。

それから、森永委員の方には、「事業活動収支の赤字分は県からの借入金、貸付金となれば、自動的に公社は存続できるだろう」というようなお話をいただきましたし、例えば「公益法人に移行になれば、債務超過については大きな問題であろうか」というようなご意見をいただきました。

それを皆さんのご意見をいろいろ言っていたり、ちょっと簡潔化をして申しわけなかったですが、論点整理ということで、また1ページ目に戻っていただくと、(1)の中で、やはり「今後の県民負担」ということを考えていかないといけない。

やはり、これだけ大きな負債を抱えていますので、有利子負債の軽減が対策として考えられる。

それから、もう1点としては、分収林事業について、「本当に公益性があるのか」。ここについては今後公益法人になるということであれば、この公益性については少し分析をしなければならぬんじゃないかなと。

それから、もう1つは、公益法人に移行をするということであれば、「債務超過であれば問題」だろうと、こういう対策を練らないといけないんじゃないかなと、いうようなことでもご意見の中で論点整理としては、先ほど申しました4点が中心になって議論をしていくということかなと、いうような形で事務局としてはまとめさせていただきました。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

事務局の方から前回の議論を整理して報告していただいたんですけども、今の説明について、委員の皆さま方、補足だとか、私の意見ちょっとニュアンスが違うとか、そういう点、もしございましたら出していただいたらと思いますが、いかがでしょう。

特にございませんですか。ということであれば、今後の我々の委員会、今後検討していく課題として最初にこの今の説明の(1)のところにもとめらてるような点が、大きな検討課題になるだろうということになると思います。

それでは、続きまして本日のメインの議題であります、「森林整備公社の大きな方向性について」ということで、事務局の方から資料を基にして説明をいただきたいんですが、実は武田委員が、前回、平成14年度に公的分収林経営改善検討委員会というところで、分収林の経営改善を検討した際に、武田委員はメンバーとして議論を取りまとめられたと聞いております。

その後、資料があるということで、ぜひその資料を基に公社の分収林事業について、我々委員必ずしも具体的によく分かってない面もありますので、ぜひとも武田委員に説明していただきたいということで、資料も用意していただいておりますが、委員の方がちょっと到着が遅れております。委員が到着された時点で、区切りのいいところで説明をいただいて、ということで、進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、大まかな説明、方向性の方を。

(事務局)

それでは、資料の3をお開きいただきたい。

前回事務局の方で4つくらいの大きな考えられる案というか、たたき台をお示しをしたわけですが、やはり委員さんの方からは、少し数字的なものを出さないと、なかなか議論できないよねというようなご指摘がございました。実は私の方も、数字は出せるのかなというふうに思ってたんですが、少し考えてみると、やはり前提条件がいろいろございまして、なかなか数字化をするについては、いろいろ前提がございまして、今の段階で、少し数字を出すのについて誤解を与えるのかなというふうに事務局の方で考えまして、資料3でお配りをしております、各「項目ごとの相対的分析表」というような形で少し取りまとめをさせていただきました。

この資料を説明する前に、「分析の見方」ということで、7項目くらい書いてございしますが、この分析については、現状維持—現在の存続というよりも改善されるものを「◎」、それから現状の存続を「○」と、現状よりも劣化するというなものを「△」ということで、3段階に分けてます。これについては、なかなか数値化というのが難しく、あえて3つに分けてございまして、現状よりもものすごくいい物も◎にしていますし、少しいい物も◎にしています。反対に現状よりもものすごく劣るんだけどもいうことも△にしていますし、そのところについては、なかなか条件がございまして、難しいということで、単純に3段階に評価をしていますので、絶対的なものではないというのをひとつご理解をいただきたいということでございます。

それと、先ほども言いましたように単純な相対分析でございしますので、絶対的なものではないというのが2番に列記をさせていただきます。

それから、この分析については、方向性のたたき台ですが、現実味を加味したものがない、例えば土地所有者の問題については相手がおられることなんで、なかなか公社だけでは対応できないと、要はその現実性については加味してませんということでご理解をい

ただきたい。

それから、この分析結果についてはたたき台を出していますが、別に議論をこういう方向で事務局として誘導するということではございません。ひとつの目安として見ていただければな、というふうに思っております。

それから、この分析については、公社営林、公社が管理をしている山と県が管理をしている山、高知県と見れば同じ立場ということでトータルの判断をしています。公社だけの判断でなくて県行造林を含めた、県を含めた全体の判断をしてるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、不採算林とかいろいろ条件付きをしています。その管理については、不採算林の廃止については、管理については、土地所有者がやっていただけると、いうことで、そういう前提で分析をしています。

この方向性のたたき台については、下記以外にもいろんな要素がございます。そこについていろいろ前提がございますので、同じような4つの課題の中に大体、重複するとか、対応するだろうというような項目を5つに分けて分析をしてるということでございまして、その点を前提に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますが、「存続する場合」は、これは公社そのものを、公社の箱物については、公社を存続させる場合ということでご理解をいただきたいと思います。

それと左の方に「県民負担」、2番の「資金調達」と、それから「新公益法人への対応」、「公益的な機能の発揮」、4番に「木材の安定供給」、それから最後に5番目には、「土地所有者への対応」と。大きく分けるとこの5つの項目の中で、少し細目で分けておることをご理解いただきたいと思います。

右の方にいきますと、「現状存続」という項目がございます。これについては、先ほど申しましたように、これを基準として相対評価をしていますので、これについては全て○印になるということがございます。

今、公社の中では、今の計画の中では約29億円の回収不能とういうか、収支が不均衡だということになります。今のままで公社がやれば29億程度が回収不能になる可能性がある、ということの前提を基準にしております。

次の方にいきますと、「拡大で存続」とすると、拡大で存続するというのは同じような分収林事業は県の方でも県行造林というような名前で、同じような分収林事業をやっていますので、それを一元化したということでございます。

ここで評価をしますと、左の方で県民負担について見てみると、○、◎、○という形で、少し県民負担については、現状よりも優れているのかなど。

ただし、下の方を見ていただきますと、「土地所有者の対応」ということで、土地所有者が県以外のところに管理を委託するということなんで、当然、土地所有者に対しても、皆さん、当たっていかないといけないというような問題がございます、というようなことでご

ざいます。

それで、どうしましょう。もう一つだけ、存続のとこだけ説明させていただきます。

3番目の方に「縮小存続」というのがございますが、これについては不採算林、採算林というのを分けまして、採算、要は経済的に採算が合うという山だけを管理をすると、それ以外については土地所有者にお返しをするということを前提でございます。

そうすると不採算林を廃止をしますので、当然それだけのコスト、削減される可能性があるということ、少しここに◎が1つ付いてますけど、県民負担については少し現状よりも良くなる可能性がございます。

ここも同じように、下の方の4番、5番ということで△が続いてますが、当然、不採算林を土地所有者にお返しするときに森林整備公社の一つの目的としましては、やはり木材の安定供給ということもございます。そういうことにつきましては、そこから対象外になってしまいますので、全体量が減ってしまう可能性があるということで、そういう供給面からすると少し問題が劣化するんじゃないかと。

それから、不採算林については、土地所有者にお返しをしますので、今まで何十年、60年とかということで、管理をしますという契約をしてますので、そういう契約を破棄するというのに同意ができるのかどうか。それと、土地所有者には全員当たらなければいけませんので、そういうことについてご同意がいただけるのかというようなことが、少し問題がある、劣化するんじゃないかということで、少しプラスのところにもあるんだけど、マイナスにあるということで、課題もあるしメリットもあるしデメリットもあるというような表にしております。

すいません。一応ここで公社を存続という形で説明させていただいて、ひとつ区切りがいいので武田委員さんもお見えになったので。

(根小田委員長)

はい、分かりました。

本日のメインの議題の「森林整備公社の今後のあり方について」ということで、大まかな方向性について議論するための資料を事務局の方から説明を始めていただいたんですけども、多くの、僕中心でありますけれども、我々委員が必ずしも公社のこれまでの分収林の事業について十分正確に理解してない面もございますので、平成14年度の公的分収林経営改善検討委員会で、検討を行った際の取りまとめをしていただきました武田委員の方が資料を出していただいておりますので、ぜひこれまでの公社の分収林事業について問題点等を説明をしていただいた方が、今後の議論をやりやすいんじゃないかと思っておりますので、武田委員よろしくをお願いします。

(武田委員)

遅くなってすみません。

ちょっと駐車場に車入れるの時間がかかっちゃって…。

資料を見ていただくと、14年度に委員の中に主婦の方とかいろんな方がいらっしゃいまして、そういう人たちのレベルを合わせるのにいろいろ苦勞をしたものですから、それとあと、その時にあぶりだした問題の中で、メモを見てたらちょっとおもしろいなと思うメモが出てきたものですから、今日ちょっとご披露させていただこうかということで時間をいただいています。

まず、1番目ですけど、これは、公社の分収林がどれくらい県の中で比率があるか、ということなんですけど、59万8千ha、県内の林全体で、民有の人工林としては29万9千haと。で、公社のところがこのうち1万5千ha、大体、民有の人工林の5%程度を公社が占めてるといって、そのボリュームをまず知っていただこうかないうことで、1ページ目は書いています。

それから、2番目に「分収林契約の概要」ということなんですけど、基本的には土地を借りて、その上に造林して、出た利益を分けましょうというのが、分収林契約の基本的な考え方です。

それで、木材の収入から伐採搬出費用を、木材の価格というのは市場の価格なんですけど、それから伐採とか搬出の費用を引くとかなり安くなっちゃいます。ただそれで上がった金額を土地所有者と造林者で分けましょうというのが考え方なんですけど、その下に非常に単純化して書きましたけど、丸太市場価格というのが、いわゆるなんとか市場、共販場で付く金額です。

それから、造林原価と伐出費用、これを引いたものが山元価格といわれます。これの60%を公社が取りましょう、40%を土地の所有者が取りましょうということで、そういう約束が分収林契約というものになっています。

それで、これらを決める要素としては、市場価格というのがあるんですけど、これは変動が大きくて、例えばヒノキだと今、1m<sup>3</sup>あたり2万から2万2千円くらいと言われていますが、昭和55年当時は8万4千円もしてたと。これが一つには、このあとちょっと触れますが、問題の大きくなっている原因です。4分の1くらいになってしまっている。

それから、伐出費用というのが、これは我々部外者にとっては非常に難しかったのですが、木に値段が付いてるのになぜお金が入って来ないのという話なんですけど、実を言うと木を伐ったり、それから運び出すのに相当な金額がかかっています。特に主に人件費なんですけど、そういったものを計算するとかなりの金額になります。

これは、例えばの話で条件によっても非常に変わるものですから、なかなか金額を言うとか誤解されちゃうかもしれませんが、目安として聞いていただきたいのが、スギだと大体1m<sup>3</sup>あたり、1万円前後かかると言われています。

それから、ヒノキとかマツだと1万5千円、出所は定かではないですが、平成13年の伐出費用のデータは、ヒノキで2万1千円かかっています。それから、マツで2万円かかっているというデータもあるくらい、伐出費用というのは非常に高額になっています。

そのため、簡単に言ったら1 m<sup>3</sup>2万円で売れて2万円の伐出費用ですから、手取りがゼロになるというふうに理解していただきたいと思います。

この伐出費用が算定が難しいというのは、まず団地の場所によって、例えば団地の場所が林道から遠いか近いかとか、それから植えてある植林位置が急峻であるか、なだらかであるかとか、それから団地の規模が大きい小さいか、そういったことでいちいち1カ所ごとに全部違いますので一概に言えないんですが、とりあえずこれぐらいかかるっていうことでアバウトな数字として、数字にこだわらず聞いていただけたらと思います。こういうところで数字をしゃべると数字の方が先行するので嫌なんですけど、ただ言わないと理解できないので、数字を打ってます。

造林原価というのが一般的には植林と育林の費用だということになってますが、公社の場合、ここはかなり問題点がありまして、直接原価、これは14年の時に試算して、全部売り終わったら公社がいくらかかるかっていう試算をしてみました。

その時に直接原価は146億円。ただそこについては平成14年現在ではほぼ支払い済みで、この後こういう費用としてかかるのは9億円くらいじゃないかと言われてます。

それから一般管理費74億円。ただし、この一般管理費については、かなり公社の方は自分たちが長生きしようとしてたのかもしれないんですけど、28億円を支払い済みで45億円はこれから支払うということで、74億円くらい必要だろうと言われてます。

それから金利ですが、これについても83億円が支払い済みで、これから103億円くらい、3～4億円ずつ払わなければいけないんじゃないかと、いうことで187億円。

見ていただきたいのは、直接原価より金利の方が大きいと、金利は最近少し圧縮してるようなんですけど、例えば我々の会計士なんかの世界で言うと、支払ってる直接の金利というのは減ってますが、逆に言うと機会原価というか、本来その金額を別のところへ投資したら得べかりし利益というのを考えれば、この金額ではないですけど、こういう莫大なものがどこかに消失してるというふうに理解していただきたいと思います。

それで、売却の結果なんですけど、3通り書いておきましたが、山元価格が60%、もちろんゼロ円より高くてかつ、60%より高ければ、造林原価よりも高ければ、公社は少なくとも損をしないという状態になります。

ところが、60%より低いと山元価格の60%より造林原価が高いという状態になるとその分が、その分は公社が損を被るといことになります。ただし、その場合に土地の所有者には損は発生しないで、期待してた利益ほどいくかどうかは分からないけど、なにがしかのお金はもらえると。

ところが、山元価格がゼロより低くなると、これは売るということで伐出費用を追い銭のように出さなきゃいけないということになります。

そういうふうに3つのケースについては理解してください。

それから、前回の時もあったんですけど、次のページいきましたけど、収支見込みを金額で表現しても、今お話のちょうど真最中だったパターンごとに、前回の時も非常に苦労



をしたんですが、今回も最終的にはこれを出さなければいけないと思うんですが、一定の方向が出た後じゃないと出しにくいくらい複雑です。

何が複雑かという、収入金額というのは材の単価と材積の掛け算で出るんですけど、まず、何ができるか分からない、どれぐらいの材積が取れるか分からない状態で、今の段階で推測しなくちゃいけません。だから製品の形が分からないのにもかかわらず、推測しなくちゃいけないというのがまず一つあります。

それから、価格っていうのは非常に相場性がありますし、需給の問題がありますので、いくらで売れるのかそれ自体分かりませんので、非常に推測が難しく、条件を山ほど付けないと一定の数字すらも出せないという状態です。

それで、どんな評価の方法があるかということなんですけど、例えば今現在、とにかく今ある材木がいくらで売れるか計算しましょうかっていう考え方もありますが、それは契約が、分収林契約がありますので、現実的ではないです。

契約末期の材積と市況によって評価しようかということになりますけど、今言ったように不確定な要素がたくさんありますので、なかなか難しいと。

例えば何が難しいかという、今言ったようないくつかのことと、もう一つ伐出費用については、先ほど話しましたが、この当時の推算によると、伐出費用が千円変動することによって、44億円の推測の数字に影響があります。千円で44億ですから、かなり大きな影響が与えられると思います。これは、それくらい材積が多いということなんですけど。

それから、もう一つは、県内の人工林っていうのは伐期が非常に集中しています。この伐期の集中っていうのは、例えば今まで人工林、特にこの分収林もそうですけど、人工林、昭和30年、40年代の非常にバブルみたいな状態で植えられた木も、主伐の時期がまだ迎えてませんので、これを一気に伐った場合に市場にどんな影響を与えるかについては、ちょっと推測が不可能だと思います。それくらい伐期が集中していることによる市場をどれくらい動かすか、ということなんかの要素があるのでなかなか難しいのですが、ただ、比較をする場合には一つのルールを決めて計算したら、その同じベース上では比較できるので、そういう意味での比較は必要だと私は思ってます。

それから、次に書いたのは、問題の所在とかいろいろ書いてありますが、これは当時出てきた問題点を若干整理したものが、報告書の中に書いてない中で、私が整理したメモが出てきたものですから、それをちょっと見ていただこうかなと思ったんですが、まず、これはあくまで参考です。皆さん、これ、無視していただいて構わないですが、あくまで参考として、生まれたときからこういう問題を抱えてるのが分収林であるということを知っていただいた方がいいかなと思って書いてあります。

一つ、超長期プロジェクトであると。投資が非常に初期に集中すると。なので、土地の環境変化には対応できないようなプロジェクトだということが重ねてあります。対応するにはなんとかと書いてあります。

これは、伐期をポートフォリオみたいにして組んで平均化することで危険を分散するしかないんじゃないかという意味合いです。

それから、公社による造林の特徴なんですけど、元来、林業っていうもの自体は、例えば日本で言うと、よく分かんないですけど、吉野林業とか 1500 年くらいに奈良で始まったのが大体林業の最初だとかって言われてるようなんですけども、そのころから、人工林というものもありました。ただ分収林と人工林は違うということなんですけど、その当時の人工林というのはどういう形態かという、まず伐ってそこに畑を作って、それで畑がダメになったらそこに植林して、別の所に移転して、そこを伐って売るとい、まず売るから始まりますので、お金がまず入って来ます。

そういうところからスタートしたものなんですけど、公社っていうのは裸山に木を植えるところから始まっています。特に初期投資が非常に高い、そういう投資から始まっている。しかも、それは有利子で始めたというところに非常に問題があると思います。

それから、木材価格が4分の1くらいに落ちたという、これはちょっと想像がつかないことだと思います。

次のページですが、要点の整理として、これは私自身がいつも思うことなんですけど、公社のことを言う時にまず木材価格が低迷しなければ、何にも問題なくてうまくいったのかなというのが、私がいつも思うことなんですけども、その際にやはり公社自身が持っている経営上の問題点と、それから林業自体が持っている問題点というのは、分けてというか、一応頭の中で分けて考えないとなかなか難しいのではないかと、難しいというか話がこんがらがってしまいます。

それから、もう一つが2番目はどうでもいいですけど、3番目ですね。書かれている文章を見ると、「人工造林の拡大と利益の分配」という公益性のことを言いながら、片一方では公益性のことを言いながら、片一方で収益性のことを言っている。それがいい交ぜになって、組まれている。

それで、どっちつかずになってしまっている、というような現状があります。

あと、これ県が出すとちょっとまずいので、私が勝手に書いた文なんですけど、回していただけますか。

実は金利のあまりハードな内容なんで、これはあとで読んだら捨ててといていただきたいのですが、この分収林の形態を言うと、我々としては考えられないんですけど、事業として回転する前から元金の返済を要求されると、こんなばかなことありますか。

それから、通常我々が事業を考えると返済原資としてまず、利益と減価償却費といったものを考えるわけなんですけど、それらが発生してないところから、利益も何も発生してないところから返済を迫るなんてのがありますかという、言葉ちょっと怒り狂って私がメモしたものですから、融資段階において本人に返済能力がないと分かっているにもかかわらず、要求は他のサラ金からお金を借りてきなさいとか、親からお金を取って来なさいというような言い方で貸し付けてる、そういう公庫に対する怒りがあったものですから、書

いてるんですけど。

そもそも、分収林というものの思想を徹底的に追求するならば、公庫の金利とか貸付元本さえも分収の時に回収するのが正しいんじゃないかというようなことをちょこっと思ったものですから、その思いを汚い文章なんですけど、書いたのがこれです。

こういうものを背負いながら、分収林をやってるということをまず皆さんにちょっとだけお話しといた方がいいのかなということで、今日時間をちょっといただきました。

以上です。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。

公社の分収林事業の概要について問題点等詳しく説明いただきましたが、いかがでしょう。今の武田委員のご説明につきまして、ご質問等ございましたら、どなたかお出しただければ。

(高村委員)

すみません。

(根小田委員長)

どうぞ。

(高村委員)

まだ分からないところがあって、これ、伐出する時とか、例えば間伐を行うとか、あるいは伐出する時に作業道をつけて、その作業道を使って、いろいろ機械を入れたりする場合、通常こういう山林の業務の場合は国とか県の補助金があって、それでなんとか採算が成り立つというようなところがあるんですが、この分収林に関しては、そういう国・県の補助金というのはどうなんでしょう。

(事務局)

同じようにしてます。

(高村委員)

じゃあ、この武田さんの計算というのは、その補助金を入れて計算してる。

(武田委員)

林道をつける話と、伐出費用とは違って、伐出費用のほとんどというのは伐るための人件費とか、木を伐るためには人件費が要ります。それから、そういうものを運搬するため

の費用。ですから、林道から遠ければ運搬するのにコストがかかる。例えば、ウインチとか索道の距離が長くなるとか、そういうことで高くなると。

(事務局)

ちょっと補足します。

通常の補助金は、林地の外に出たところから市場まで、こういうのは経費としてみてないんです。林内で木を伐り倒して搬出する場合であっても林縁に集積すると、そこまでの費用を補助していると、それで武田委員の言われたようなさらにそれに加わるコストがある。

同時に補助金でみている部分も厳格に言うとコストですので、当然差し引かざるを得ない。補助金もしなければ、全然黒にはならない。

(根小田委員長)

よろしいですか。

(事務局)

ごめんなさい。

間伐はです。主伐は補助がありませんから。

(根小田委員長)

間伐はですね。主伐は補助なし。

(事務局)

最終まで行くと補助がありませんので、最終の伐採になりますと。経費はそのまま交付させると、いう格好になります。現在手入れしている間伐、搬出間伐なんかは補助があります。最終整理して清算するときの収入へという段階になりますと、もう補助金がありませんので、道なんかは補助金がありますから、そこを利用はするというのはもちろん可能なんですけど。

(中越委員)

よろしいですか。

ちょっと、この1枚目の山元価格ですよ。公社の取り分と森林所有者の取り分がいわゆる丸太市場価格から造林原価プラス伐出費が山元価格で、その6割、4割がそれぞれ分配すると、こういう状況ですかね。

造林原価も含めて。これは。

(武田委員)

間違ってますよ。間違ってますよ。

(中越委員)

ですよ。

(事務局)

造林原価は入ってません。

(中越委員)

入ってないですよ。

(根小田委員長)

入ってないですね。

この2の山元価格のところの式の造林原価というのは間違えてる。

(武田委員)

はい、伐出費だけです。

(根小田委員長)

はい、伐出費だけですね。僕もどこかの資料でそういうふうにしたことがあるので。ほかの方、はい、どうぞ。

(森永委員)

すいません。

同じページで造林原価という③の「過去における試算例」とありますけど、これはその時の通した原価ということでしょうか。

(武田委員)

それはですね、先ほどもちょっと言いましたけど、直接原価の部分はその時ほとんど終わってました。その試算をする時に。

ただ、一般管理費については、全部の木を伐り倒す時までの森林整備公社のかかる一般管理費というふうに試算しましたので、それが28億と46億、それから金利についてもその時までの払い済みの分と、それが83億で、それから後の分は104億程度という。ですので、見込みの費用としては150億くらいは、このあと発生するとして作った、全部終わって清算した時の価格ということなんです。

(森永委員)

そしたらこの金利ですと、その時に伐った分の金利じゃなくて、それ以降発生する金利もここへ入っておるということ。

(武田委員)

すいません、この試算の前提を言わなかったのですが、森林整備公社の最後の1本の木まで伐った時にかかる総原価はいくらかという。

要は森林整備公社が役目を終えて、清算する時までにかかった総原価はいくらかという、試算の仕方ですいろいろあると思うんですけど、ダムとかああいう工事みたいに最後終わった時にいくらかかったという発想で作ったものです。

(森永委員)

はい、分かりました。

(根小田委員長)

はい、その他、ご質問等いかがですか。

(森永委員)

すいません、そうしましたら、単純に言うたら、先ほどの2番の丸太市場価格引く伐出費が山元価格になるということでしたので、要は今の状況でいくと2万円くらいの市場価格でなければ、取り分がないということですよ、早い話が。

丸太市場価格は、例えば2万円しといて、伐出費が例えば2万円くらいすると、山元価格がほぼゼロに近く、マイナスになるかもしれないというようなので、今の状況で行くとほとんど、手取り分がなくて、ひょっとしたら追い金が必要になるということですね。

そういう考え方が生きてるかどうかですね。

(武田委員)

こういうことをお話するのはちょっと深くなりすぎてどうしようかなと思うところなんですけど、それこそちょっと許してもらって申し上げさせてもらおうと、一つ一つの団地で値段が全部違いますから、それが1,000団地を集積したものですので、まず基本的には、です。1,000の仕事が終わって見たらどうなる、という発想ですから、1個1個の所については売れる所と、先ほどから言われてるのは、1個1個の山を見ると売れる山もあるけど、絶対売れない山もある、そういう意味合いですので、この2万円というのも平均的な伐出費ですので、非常に安く5~6千円で上がる所もありますし、5~6千円とか、もっと安く上がる所もあるはずですし、それから3万、4万かかる所もあるはずですし、それ

が1個1個全部ばらばらのものですから、なかなかこういう説明が難しいです。

(根小田委員長)

よろしいでしょうか。

(森永委員)

はい。

(根小田委員長)

特にご質問等、なければ先ほどの事務局のちょっと中断しましたけども、説明を継続していただきましょうか。

(事務局)

すみません。継続をさせていただきたい。

先ほど中断しましたが、先ほどまでは資料の3の存続の1の場合の上の左の1、2、3の「公社の存続」、「拡大存続」、「縮小存続」、ここまでご説明をさせていただきました。

次4番目としまして、前回お話いたしましたように、「共同経営化」と、民間とコラボが組めるというか「業務提携」というのも一つの方法ではないかなというふうに、そういう道もあるのではないかと考えています。

ここで見ますと、やはり民間が入ることによって少しコスト削減が見込めるだろうということで、県民負担については、少し現状よりもいいのかなということ。

それからやはり、木材の安定供給ですが、ただ単に伸ばすよりも、時期に応じた供給をしましすし、量的には今の全部を継続するということをございますんで、少し経営的な感覚の中で判断をすることが可能かなということ、少しここに書いてあります。このところ、先ほども説明したように△がなくて◎が多いということで、これが優れているのではないかなということ、冒頭にちょっと説明をしましたように◎についてもものすごくいいのと悪いのとございまして、△に近い○もございまして、そのところ、○◎が多いからということで、これが優れてるねということではないと頭の中に入れておいていただきたい。

それから、「民間企業との業務提携」ですが、当然スポンサー、民間でそういう提携先があるのかどうか、そこが前提条件になりますんで、何分こちらの方でこういう設定をしてもスポンサーがない限りは、なかなかこういう事業ができないと、大前提でございまして、それも前提にさせていただきたいと。

それと次の採算林のみを継続ということで、不採算林を切りますんで、当然コストが下がる、相対的な管理コストが下がるということで、県民負担については少しいいところがあるのかなと。

資金調達については、不採算林を廃止するということになりますと、先ほど武田先生が委員さんにお話したように公庫の方からお金を借りてます。当然契約、公庫上は、事業を継続するというお金で約定をしてるんですけども、先ほど武田委員さんの方からもありましたけども、今のところは公庫のやつは財政投融资資金を使ってまして、いわゆる期限利益の喪失という考え方が、実はないので、当初借りた金額がずっと続くと今の民間の金融機関みたいな形で、例えば明日返したくても返せないというようなことがございまして、例えば50年の約定であれば50年間返せないというようなことが前提になってます。ただし、貸した対象の山が止まりだと、契約を廃止したということになれば、元々金融機関が貸したのは、育林をします、造林をしますということでお金を貸してますんで、その目的が外れてしまうと、強制的、義務的償還と、否応なしに返さなくてはならないということになりますんで、不採算林が廃止をしたということになるとそういう繰上げ償還をせざるを得ませんので、公社が一括に償還をしなければならぬ。そういう資金調達ができるかどうか、というところで少し問題があるだろうなということでございます。

それと採算林だけをやりますと、先ほども言いましたように、公社の存続の場合の縮小と同じように、土地所有者がやはり公的な機関よりも民間に近い形に契約をしますんで、なかなかそこのご理解がいただけるのか、そういう土地所有者が公社の調べでは約3千人くらいおられるようですが、それが全て対象になれば、当たっていかなければならないということで、かなりの問題点が控えてますよ、ということで△にしております。

次のページをめくっていただきたいのですが、次の場合については廃止という形、公社の箱物をなくした時という前提でございます。

同じように民営化というのを肯定をしております。完全の民営化というのはほとんど民間に任せてしまうということでございます。当然民間にお任せをすると、経費的なものについてはまだかなりシンプルというか厳しいものになります。当然、経営的については少しいんではないかなと。

それから、不採算林については、県が有利子負債で継承せざるを得ない、借金を持ったままで民間に移るというのはなかなかあり得ないということになります。少しそういうところについては、優遇措置があるのかなと。

やはり問題になるのは土地所有者ですが、民間に全く移してしまうということになると、想定されるのはやはり土地所有者については、かなり抵抗があるだろうし、皆さんの同意がいただけないのではないかと。よく金融機関で合併したときには特例法がございまして、法令上権利がそのまま移るということなんですけども、こういう林業公社について、分収林については特例の法令がございませんで、いちいち契約者ごとに同意をいただかないと細部は進まないということで、少しデメリットがあるのではないかとということでございます。

同じように採算林だけを継続するということになりますと、当然コスト的には下がりますということでございまして、やはり土地所有者に対する対応については、かなりもっと



厳しくなると、当然不採算林で契約を解除されることについてはあと、自ら今までの契約を、期限利益の創出じゃないですけど、今まで何十年も公社の方で管理をしていただくということが、途中で廃止になったということなんで、土地所有者にとってはかなりデメリットがあるだろうということでございます。

その次に、県営林化ということで、県が同じような事業をしますんで、公社の事業を県が引き継ぐという前提で県営林化ということです。全部公社の山を県に引き取るということでございます。

これについては、前回説明させていただいたように岩手と大分が数年前にこの方式をやっております。県の方が例えばそういうコスト的なものが劣化をするということで、要はコストが高くなる、要は公社よりも高くなる可能性があるということでございます。

それと資金調達については、前回弁護士の橋本先生が来ていただきましたけども、総務省の方で三セク債という事を活用させてあげると。公社を整備をする時については、30年債という特例中の特例の起債を認めていただいて、なおかつ金利については、半分を特別交付税で給付措置をするというような制度が去年から出来てますので、そういう制度を使ってくると金利が軽減される可能性がある。

ただし、その下に書いてございますが、県は貸付をしますんで、当然県の債権が返してもらわねばなりませんから、その返してもらう時には当然山も返してもらうということになりますので。いわゆる俗に言う代物弁済ということになりますんで、代物弁済については、消費税の対象になりますんで、例えば100億の資産を返してもらうということになると、100億に対する5%がかかるという事がデメリットとしてあると。

先ほど申しましたように、岩手とか大分については、消費税の免税措置を受けている。当時2,000万だったと思うんですけど。それまで収入を落としたということで、数年前からその2県は2,000万を超えないような形で、事業を抑制をしながら計画的に県有林に移したということで、消費税を免除をしております。そういう問題が出てきます。

やはり県有林化をすると、県の方が大きいと言いか、公的なんで安心するところもあるんですけども、やはり土地所有者が変わります。契約の一方が公社から県に変わりますんで、当然皆さんの同意をいただかないといかん。これについては、かなり先行しております2つの県も苦勞をされてまして、なかなか全体的に難しいというのが現状でございます。

そういうメリット・デメリットがあります。

「一部県営林化」。採算の合うところだけ県に取っていくということですが、同じようにこれについても消費税の問題が出てくるということで、少し厳しい事がある。ただ、三セク債が使えるということで、金利は軽減される可能性がございます、ということでございます。

もう一つは、土地所有者については同じように、先ほどの一部廃止するのと同じように土地所有者の同意が得られるかどうかというような大きな問題がございます。

最後に「事業廃止」と、止めてしまうということになります。廃止になると公社として、県として事業をしませんので、これから追い金が必要ない、新規の金が必要ないということで、経費は不要になる。しかしながら事業を廃止をしますと、公社の借金については全額公庫の金は返さなくちゃいけない。事業を廃止しますと融資の目的が達せられませんが、その時点で義務的償還ということになりますので。そういう一時的な大金を構えなくてはいけない。ただ、三セク債という活用がございますので、今のところはこういう事業も可能になってきている。

ただし事業を廃止しますと、今まで土地所有者が公社の方に管理をしていただくという契約をしますんで、それを破棄するような形態になります。土地所有者の同意が得られるかどうかということになると、少し劣化というかマイナス点があるのかな、ということで、事業の廃止についてはなかなか難しいところもあるのかな、債務が回収不能額が確定してしまうということになるかなと。少しメリット・デメリット、メリットの方が大きいのかなということで、一応3ページ、資料3については、これを相対評価をさせていただいて、これが絶対という事でないの、一つの目安として見ていただければな、というふうに思っております。

資料3については説明をこれで終わらせていただきます。

続きまして資料4を見ていただきたいですが、「今後の公社営林の管理について」でございます。分収林方式による新規造成と、これについては先ほど武田委員さんからおっしゃっていただいたように、国の制度を活用して、拡大造林政策という形で植えろというような形の施策が出来まして、それに対する金融政策が付随をしてきて、全国で36の都道府県で40の公社が今存続をしているということでございますが、どの県の森林整備公社についてもなかなか財務概要が厳しいということで、超長期の契約をして経済変動・変化に対応できないような契約になってますんで、硬直化しているということで、このビジネスについては破たんというか、少し大胆な言葉を使ったんですけども、収支均衡の中ではなかなか厳しくなってきたるのではないかな、ということが言えるのかなということでございます。

真ん中の「社会情勢の変化」ということで書かせていただきました。いわゆる地方財政の方の地方交付団体の健全化法が出来まして、夕張を端にしたんですけども、公社についても連結決算ということで、県の本体と一緒にするというような健全化法が出来まして、ここの中で総務省さんの方が「林業公社についても時価に近い形の評価を下さい」、ということで基準が出されてるということで、今のところ厳しい査定数字が出てきているということでございます。

それともう一つは公益法人については、新公益法人制度ということで、本当に公益性があるかどうかということを見極めて、今まで通り都道府県の方が認可をしたと、いいというのでなくて、やはりその専門の委員会で承認をもらおうと。許可・認可をもらおうということになります。そういう事が変わってきておりますので、新公益法人に出来るかどうかということで、その新公益法人の条件については前回説明させていただいたように、財政的

な問題とか、公益性のある事業であるとか、というのが一つの基準になるのかなと、いうことで社会の変化が情勢によってどんどん変わってきてますということで、右の方に書かせていただきましたように、「時代に対応した森林管理をしていく」というのが、求められているのではないかなと。一つは森林というのは当然多面的機能、いわゆる水源かん養とかいろいろ公益性の一面も持っています。

やはり最終的には、木を伐って収益を上げるという事ですので当然、経済性も持ちこたえていた、持ち兼ねていたということなど、両性能を持っていかないといけない。手法としてはやはり時代に対応した中では、今後の公社の経営については少し考えていかないといかん。やはり今までどおりではなかなか難しい状況になってきた。

それから公社については新公益法人にならないと、なかなか今度は県のバックアップというのは難しいと思います。それとやはりそういう公的なところで限界があると。やはり「民間という厳しい目の中で活用も導入すべき」であるだろう、というようなことも考えていかなければならない、というようなことで、目的と手法がございましてそういう中で公益性とか、経済性の両面から検討していただく必要があるのかなと、いうことで。そうすることはどういう形かと言うと、やはり資産査定というか、いわゆる民間でいう「資産査定をして、経済的な木と、経済的に向かない木というのをさび分け」ていかないといかないのではないかな。ということで、今うちの公社については5段階で一応分けてまして、採算林と、不採算林という位置づけで、一応形としてはうちの高知県の公社については出しています。

そういう形の中で、今のような形の中で護送船団の形のように経営していくのが難しいところの中で、新しい会計基準を入れてどういう資産査定をするのかによっては、「公社については抜本的な改革をしないと、今までどおりの経営ではなかなか難しい」ことが書いてます。

ということで、一番下に書いてございますが、「森林の多面的機能の計画的な発展・発揮」それから「県民負担の軽減」、こういう視点を持って公社改革をしていかなければならない。この委員会の中でご意見をいただきたい。こういう視点の中で判断をすべきところもあるのかなと。ポイントを経済性と公益性を比較・考慮していく中でバランスを取りながら、事業をどういう形にするのかいう事が求められてるのかなというふうに考えておる。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。

今後の方向性に関わるいろんな問題点を説明いただいたわけですが、いかがですか。ご質問等、ご意見等ございましたら。

ものすごい初歩的質問ですがよろしいですか。

(事務局)

はい。

(根小田委員長)

武田委員の最初の資料に県内の森林、民有林と国有林と分かれています。この国有林以外の、僕の頭で今まで聞いたのでは、市町村有林だとか、県有林だとかいうのもあるんですか。

(中越委員)

民有の中に

(根小田委員長)

民有の中に入っているのですか、それは。

(事務局)

国有林以外が

(根小田委員長)

国有林以外が民有林。

(事務局)

市町村とか県有林は全部民有林ということでもいいです。

(根小田委員長)

民有に入っているのですか。

そうすると2番目の問題で、県営林と県有林は違うんですね。

(事務局)

そうですね。

(根小田委員長)

県営林の中に県有林も入っているわけですか。

(事務局)

そうです。

(根小田委員長)

そうすると県営林の中に分収林事業もあると。

(事務局)

あります。

(根小田委員長)

どのぐらいのウエイト？

(事務局)

県営林としましては、まず8千haぐらい。

(根小田委員長)

8千haぐらいは分収林？

(事務局)

ごめんなさい。9千ha。

(根小田委員長)

9千haが分収林事業ですか。

(事務局)

県有林では県が土地も持ってる山が県有林。それが約2千haございます。

(根小田委員長)

2千ha。

(事務局)

はい。それと県行造林といいましたら、県が行う造林という形ですけども、それについては公社と同じように、土地を土地所有者からお借りをして造林をする。公社と同じように。それが約7千haございます。

(根小田委員長)

7千ha？

(事務局)

はい。それと合わせて9千ha。

(根小田委員長)

両方で9千haね。

(事務局)

はい。

(根小田委員長)

そうすると、公社がやったのが1万5千haですか。県がやってたのが7千ha。

県のやつはいつごろから始まったのですか。

(事務局)

これも、県の方も時期がばらばらで。

(根小田委員長)

時期がばらばら？

(事務局)

基本的にはもともと県が公的なことをやってまして、それに先ほどちょっと説明したように拡大造林の中で国の方がそういう公庫資金、制度をつくったりとか、法律制度を整えまして約30、高知県の公社が36年で古いやつから3番目か4番目だったと思いますけれど、その当時に県が直接やる制度から公社というのをつくって、公社でやるという形で昭和30年前後、中ごろからそういう形態に法律も補助制度も変わってきたと、いうことでございます。

(根小田委員長)

これも現在はあるわけよね。県がやってる分収林。

(事務局)

県が当時は、やりました。

(根小田委員長)

当時のがある？

(事務局)

当時のは、契約がちょっと長いので。

(根小田委員長)

長いから、それは残っていると。

(事務局)

残っています。それと途中で一度伐って、収益を上げまして、また植えてるというのもございますし。2回目の造林という形。

(根小田委員長)

ビジネスモデルでいうと、国のは、市場価格引く伐出費が山元価格と、そういう考え方ですよね。県も同じですか。

(事務局)

同じです。

(根小田委員長)

そもそも造林コストが全然入ってないわけよね。造林コストというか投資の部分が全然ビジネスモデルの中に入っていないわけね。

(事務局)

収益の分収の中には入っていない。ですからここへ武田委員が書かれているように、分収割合の県の持ち分で利益を造林原価なんかも上げてこないといけない。

(根小田委員長)

大分勉強が進んで、僕の個人的な感想ですけど、やはり聞けば聞くほど国の政策の問題だとか、公庫の貸した責任も含めて、ちょっとこれはひどいなあという感じです。やはり聞いていると。

(事務局)

ただ、昭和36年ぐらいバブルの絶頂ぐらいの時の価格とか見込み…では人件費なんかも非常に安かった。机上の計算では合うと。

(根小田委員長)

ただ滋賀県の報告書の中にもありましたけど、いろんな社会情勢の変化に対応して修正するやつはいくらでもあったわけで、それをやらずにズルズル来ているというのは一番大

きな問題だと思います。ちょっと分からないけれど。

ほかの委員の方、いろいろご質問、ご意見等あると思います。いかがですか。

公社が存続する場合、それから廃止する場合のケースについては、現実の可能性というのは必ずしも考慮してなくて、理論上というか、そういうことだと思いますけれど。

(事務局)

はい。

(根小田委員長)

いかがでしょう。

(高村委員)

ちょっと、横断的なところをお伺いしたいんですけど。よかったら中越委員さんの方にお伺いしたいんですけど。

最近伐採目的で山を売買するケースで、例えば1ha 当たりスギでいくらとか、ヒノキでいくらぐらいとかいうのは、大体今どれくらいで取引されているものなんでしょう。

(中越委員)

今、武田さんのこの資料の立方当たりの平均単価とか丸太価格ですとか、伐出経費とかいうことが、平成13年の時の市場価格ですよ。ですから、今、平成21年、22年になった時に、また厳しくなっているのは現実です。いわゆる一昨年9月のいわゆるリーマンショック以降、住宅着工戸数がドンと落ちて、木材の国内の需要というのがドンと落ちて、やっぱり木材価格は下がってます。

ですから、今森林の原木を伐採するという事例が極端に少なくなってる。ほとんどは利用間伐と言いますか、保育のための間伐の伐採で、十分50年、60年生が出てきてますので、住宅の原木の供給用になってるんですけども、皆伐というのは高知県、特に梶原町は極端に少なくなっている。いわゆる山手側、森林所有者が手放すような価格になってないという現実があります。直にha 当たりいくらというのは、ここではちょっと言えないような状況です。

(高村委員)

県の方は、その辺どのくらいというのを押さえてる事例は。

(事務局)

それこそ、千差万別なんです。おっしゃるように主伐というのは極めて少なくなってますが、一つの参考として考えていただいたらいいと思うのは、木材の価格、特に平均的に



市場に出回っている、中目というのは為替変動を伴ったというか、要するに 360 円が崩れた時から、国際相場は大体 1 m<sup>3</sup> 100 ドルだと考えていただいたら、物語は分かりやすいのではないかと思います。

国内だけで考えていると、木材の値段は上がったり下がったりしてますけれども、ドルベースで見ると大体 100 ドルベースで動いている。円が高くなっていくと、今、立方 9 千円ぐらいでスギは取り引きされているので、もうちょっと厳しい時だと 8 千円台で取り引きされる。そういう挙動だと考えていただいたらいいと思います。

労働賃金がどんどん、どんどん上がっていきますと、伐出コストと言いますのは、武田委員がおっしゃったように、ほとんど人件費の塊ですので、隙間と言うのかどんどん、どんどん小さくなっていく、ということになると思います。

今、一般的には申しましたように、市場価格は 1 万円程度で、伐出費というのがなかなか難しいところです。面積が大きいと、例えば、2 千円ぐらいで出てくる例もあります。主伐になると。とっても大きい所で、主伐ですよ。全部道際で集積して、機械を入れてできるとかいうのもありますけれども、それはなかなか難しく、6 千円ぐらいだというふうに捉えればいいのかと思います。

間伐は先ほども言いましたように、もっともっと生産効率が悪くなりますから、補助金がなければとても木材価格を賄うということにはならないで、むしろその倍ぐらいコストが要ということになりというイメージで捉えていただくといいかなと思います。

(高村委員)

それで、山買いをする場合、スギ主体の山とか、ヒノキ主体の山で、大体どのくらいで今取り引きされているんでしょう。

(事務局)

それは組合長に…

(中越委員)

いや、それは一概に言えないと思うんですよ。というのは、育林方法によって山の 1 ha に原木のどれだけ材積が採れるか、生産されるかというところで、一概には言えないと思うんです。

(高村委員)

私がある人に聞いたのでは、大体 1 ha 50 万円が相場だよと。

(中越委員)

そういう話もありますよね。50 万から 100 万スギであれば、そういう値段じゃないでし

ようか。

(高村委員)

ああ。ちょっと別なところで、愛媛で最近山を買ったところがあって、それはヒノキ主体の山なんですけど、林道も付いてる。1 ha45 万で買いました。安く買いましたとか言ってたんですけど、そういうふうな感覚で見ると、1 万 5 千 ha の山を分収林で持っているとした場合、これが 1 ha50 万とすると、75 億円なんです。純粹に山をそのまま買った場合、木も下地も合わせて。山を買う人というのは、山の値段、土地の値段というのは全然考えてなくて、木の値段だけ大体見てるんで、そうした場合、75 億円木が全部あるというふうに考えたら、実際にはこれに 270 億円ぐらいの資産価値を見てるということで、かなりかい離があるなど、いうふうに見えるんですね。

間違ってたなら誰か指摘してほしいんですけど、そうすると、200 億ぐらい実際には赤になってるんじゃないか、みたいな気がちょっとするんですけど。しかも分収林でやってるところというのは、伐採する森林組合さんとかそういうところが売買するように簡単に木が切り出せないようなところが多いというふうな話も聞きますんで、より価値が低いんじゃないかという気もするんですよ。となると、このまま置くと、金利ばかりどんどん膨れ上がって行って、大変なことになるんじゃないかなという気がちょっとするんですが。

どうなんでしょうか。そういう気がちょっとしました。単なる意見ですけど…

(根小田委員長)

どうぞ。

(事務局)

説明をさせてください。高村先生が言われるように、もっともでございます。ただ、森林の特殊性というか、分収林事業については契約を結んでますし、藩政林という、いわゆる民間でいう、建設管理勘定的なところがございまして、製品ではないというところがございまして、基本的な標準売買がいわゆる 60 年とか 80 年とかいうことになると、商品にならないとかいう事がございまして、実は前回もお話しさせていただいたように、全国の中で森林の資産査定をどうしようか、ということで、商品じゃないものについてはなかなか、今の時価で評価できないだろう、というようなこともあるし、実際問題、林業公社の森林整備公社についても契約がございまして、実際問題伐れない、というところを評価するのが、本当にいいのかどうか、というところも実はございまして。

現実的については少し契約という、先ほども言いました、土地所有者の関係がございまして、伐れないのを評価することは、いかがか、というのは一つ会計上ある、現実的には難しいのかなということで、少し森林の評価をどうするかというのは、ものすごく難しいところがございます。

今のところ全国ではなかなか、山によって違いますし、方法によっても違いますし、値段は千差万別だ、ということで、なかなかその評価が難しい、という事です。

今、公社が18年度の基準でやると、約29億ぐらいの契約を全部終わったら、29億ぐらい、少し今のままでやると、赤になると。収支が赤字になると、いう計算をしております。これをもう少し詳しくしていかないといけないと思うんですけど、今のところそういう状態だと思います。なかなか、なんぼだというのが実は難しい。実際の価格、資産がなんぼだというのはちょっと難しいところがございまして、少し林業の特異性ではあるのかなと思います。

(事務局)

それと、もう一つ、補足をさせていただきたいのですけれど。「とされいほく」、県の出資している林業会社がございますけれど、これは補助金が入って間伐をして、間伐で所有者にha当たり20万ぐらい実績としてお返しになる。ですから50年ぐらいの物から80年ぐらいの契約で、3回、間に間伐をすれば、その間にそういう収入が発生するという辺りも加味していただけたらいいわけですね。主伐費用だけで考えると、高村委員の言われたのはかなり低いレベルだと思いますが、ただ、もう少し高くても、事態はあまり変わらないので、それに加えてある程度の間伐収入は見込めるだろう、というふうに。だからもう少し改善されるというふうに思います。

(根小田委員長)

はい、ほかいかがでしょう。

採算林、不採算林、言葉はありますけれども、実際大雑把に見て、この公社がやってる分収林事業のうち、どの程度は採算林だと。

(事務局)

採算林、不採算林の定義はなかなか難しく、公社の方は団地、武田委員が言いましたように、1,020団地ございますが、一つひとつの団地をしていって、評価をして、県の負債が返せるかどうか、契約が切れた時に伐って、返せるかどうかということなんで、全部返せるというのは約半分。1,000ありますが、約半分ございます。それから県の昔賛助金と言いましたけれども、今は貸付金といいます、これについては少し返ってこない可能性があるという、というのが25%で、我々としては採算林という位置づけよりむしろABCDという5段階に分けてますが、ABを採算林とすれば、面積的に言えば約75%ぐらいの率を占めてるんだという事です。今の契約通りいくとですね。

それから計算上ですけども、公社の方はそれを伸ばしていけば、材積が大きくなるんで、という議論をし始めてますけども、そこは若干無理があるんだろうと思いますけども。今の契約からいくと75%ぐらいがなんとか採算がとれながら、やっていけるのではないかと。

(根小田委員長)

どうぞ。

(武田委員)

今ちょっとはつきりさせたいんです。

公社の考え方の中には、木を置いておけば高くなるという発想があって、だから公社の基本的なスタンスは木を置いといてくれと。何もしなくても、例えば20年置いといてくれたら、かなり高くなるんだと。そういう基本的な前提があって、例えば前回、前もらった資料の中の7番の資料、第1回目の7番の資料で、平成14年の時の試算と比べると、それが280億くらいの赤字だったのが、29億でしたか、それで数字あってますかね。

(事務局)

そうです。3ページだと思います。

(武田委員)

になったという記述があるんですが、これは実際、物理的な何も変わったわけではなくて、太ることの計算と、あと若干金利の低減策というのが、17億ぐらいの見た目の好転に入ってるということで、これは一つはさっきあったように試算の難しさというのに、ちょっとお話ししてるのと、森自体に対して公社というのは必ずそういうように考えてるっていう考え方を少し聞きたい。

(根小田委員長)

大体、現在の価格を基準にしてやっていると、一応計算は。

(武田委員)

ええ、価格が変わったとか、何か物理的なものがかわったんでなくて、従来50年で契約してたのが80年に延ばした部分はかなりありますので、その30年分が太るから、その分が我々のもうけになるんだと。ところが、その30年間の実際のことを言うと、投入した分の金利は全部、大変な数になってる。本来別の物に投資してれば、回収、得べかりし利益というのが受けれないという発想は一切ないという事です。

(根小田委員長)

その他。

(事務局)

少し。

(根小田委員長)

はい、はい。

(事務局)

一つ参考資料で付けてございますが、新聞の切り抜きを付けてございまして、少し林業公社につきましても、先ほど申しましたように、健全化法の中でやはり動きが出てきておりまして、群馬県で2月9日付けの新聞でございますが、「林業公社を存続」ということで書いてございます。その中で一番上の方の中ほどに「分収林の3分の1ぐらい縮小する」ということで、ここは多分、今日、電話で確認をしたんですけども、同じように採算林と不採算林に分けてしまうと。群馬県の公社については3分の1だけが採算が合うという判断をしてると。あとの3分の2は、採算性が合わないということで、土地所有者に売却するか、譲渡するか、ということで、今少し考えておりますと、いうことでございます。この新聞によりますと、中ほどの中で群馬県に確認をしたら、なかなかきれいな数字の計算はしてないらしいんですけども、分収林を県に引き継いだ場合、いわゆる県営林化ということですけども、管理コストがかさむということを群馬県は考えておられまして、公社をいわゆるリストラしながら、残した方が県民負担が低くなる、というようなことで判断をされております。先ほど総務省が指摘されておりますように、三セク債というのを使って債務を整理すると、いうやり方を考えてまして、県の貸付金、同じように県が貸付をしますので、群馬県については債権放棄を考えてるということで、一つの流れとしてはこういう形にどうしても、動いてきてるのかなということですよ。

神奈川県も前回、弁護士の橋本先生からおっしゃっていただいたように神奈川県は清算をします。そして県が持つということなんですけども、一部残して存続するというやり方もあるし、こういう形の中で各県ともいろいろ改革に進んでいるという一つの支援の事情もあります。

これからこういった形で動くんだと、いうことでございます。

少し紹介をさせていただきました。

(根小田委員長)

はい。その他いかがですか。

(中越委員)

今2番目の議事に入っていますか。

(根小田委員長)

2番目を。今日のメインですね。

(中越委員)

ちょっと、今日山側としては関係する戸田県森連会長が、今日、都合でお休みですけども、森林整備公社と契約している森林所有者の立場として、この側の人間の発言としてお聞きしていただきたいのは、いわゆる高知県が84%の全国1の森林率で、県政浮揚でも第1次産業、農業や林業や漁業をやっぱりこれから活性化させていかなければならないというところで、県政としても、森林・林業に対しては多分の指導・協力もさせていただいて大変感謝もしているところですけども、公社といいながら、県が経営する森林の経営が行き詰ったという、また仮に事業を廃止したということになると、やっぱり県下の森林・林業を経営している人、また、そこに従事している人の希望というものがなかなか見えてこない、なかなか来なくなるような状況ではないかな、というふうに考えてます。

ですから、今日最後に説明があった、民間木材の新聞なんかでも、公社というのはそういう意味で経済的なことも含めて、環境資源としてこれから守っていかなきゃならないということだろうと思いますので、ぜひとも県民の理解も得られなければならない、とは思うんですけども、そうした環境資源としての森林ということと、山村のいわゆる雇用というところにも関わってきますので、ぜひ公社の存続というか、それは別として、事業はぜひ継続をしていただきたいというふうに思ってますので、よろしくをお願いします。

(根小田委員長)

現場のご意見を伺ったわけですが、その他いかがでしょうか。

これは非常に総合的な問題であって、産業振興の。林業関係者の方にちらっと聞いたんですけども、国が景気対策とかいろんなことで、森林整備にお金をここ2~3年出してますよね。いろんな間伐材とか、どんどんやるのはいいんだけど、先ほど中越委員がおっしゃったように、住宅需要の方がものすごく低迷しておって、使い道をどうするのかと。その面で何か工夫しないと、大変なことになるんじゃないということをおっしゃってましたけどね。

住宅だけじゃなくて、木材資源の使い方というか活かし方というか、そういう点での開発だとかいう問題は、単に整備公社だけの問題じゃなくなってくるので、そういう全体的な、やっぱり、先ほどの資料6の中の「森林の多面的機能の継続的な発揮」という言葉がありましたけど、これをどこの担い手、それぞれの担い手がどういう形で総合的にやるのかという、その場合に森林公社は何を担えるのかというような形で、ちょっと問題を捉えないとなかなか先をどうしたらいいのか見えてこないような気がします。

その辺もちょっと事務局の方で、もし検討の機会があれば考えていただければと思います

(事務局)

おっしゃられるように、今の新しい新政権でも、「林業再生プラン」というのを発表されてまして、その中で10年後は国産材の自給率50%に持っていくという方針を明確に打ち出しております。

国の公共施設なんかは法律をつくって義務付けていこう、というような動きもあるんですけども、まだ内容がはっきりしていない部分があります。

それと同時にやはり県でもそういったことで、とにかく今ある資源を有効に活用するためには、木を出して売っていかなきゃならないということと同時に、そういったものを通じて山村の雇用の拡大とか、活性化とかいうこともしていかなければならない、ということで産業振興計画でそういったものを出しておりますけれども、木材需要というのは、住宅は確かにかなり落ち込んでおります。今後もそう伸びるということはあまり望めないと思っておりますけれども、要するに外材が今80%、75%ぐらいあるわけです。これを国産材に変えていくということですので、例えば住宅の大手メーカーさんなんか今まで外材で、ずっと家を作られたメーカーさんも国産に切り替えるというような動きも出てますし、ベニヤという、合板なんですけども、これも外材オンリーだったんですけども、最近では国産材を使いたしてるということもあります。

それに加えて「木質バイオマス」というのですが、枝・葉の部分とか根っこの使いかけた部分、これなんかもそういったペレット化して、燃料にしようとか、それから発電所に交渉して、石炭を減らそうというような環境面でもかなり動きが出てきてますので、そういった全体の、木全体を使っていくということが今後重要なこととなります。

そうなりますと、木1本の価格というのは今搬出方法というのは、木1本全部出してる、搬出方法を取ってますので、これを全部使えるということになりますと、そこに付加価値が生まれるということもありますので、そういった方向でやっていかななくてはならないと思いますね。

ただ、根小田委員長が言われるように、経済的な部分と公社といえども公的な森林という、県民の方は県がやってる、100%出資していた公社ですので、という思いがありますので、ここの県民の方の思いですね。公益機能。それからやっぱり今のままではだめで、経済的にも一定改善をしていかないと部分もありますので、ここのバランス、行政とすればここのバランスが非常に難しいところじゃないかというふうに思ってます。

今後、十分議論をしていただいて、その辺も含めて検討していただければと思いますけれど。

(根小田委員長)

委員の方、ほかに、特にございませんでしょうか。どうぞ。

(高村委員)

さっきのお話をうかがって、ちょっと思ったんですけど、各項目ごとの相対的分析表でいろいろなケースの話が出てるんですけど、この項目はこれだけで十分なのかと。つまり例えば治山治水についてはどうかとか、それから今の話ですと、バイオマスなんかで二酸化炭素の吸収とか、そういうところではどうかとか、もし自然環境とかそういうことも含めて考えるとしたら、そういう項目も入れておくべきなのか、それともそういうのは抜きにして、経済性とか土地所有者のところとか、そういうところだけ考えてやるべきなのか、ちょっとそこら辺のところをどうするか、議論した方がいいのかなと、ちょっと思いました。

(事務局)

確かに言われるように、図式の見方の下の端にも書いてるんですけども、そういった面、いろんな面が、この項目だけでは十分じゃない部分があると思います。

資料4のところにも付いているんですけども、やはり公益性と経済性、両面から検討をしていく必要があるんじゃないか、ということで、そういった面でいきますと、追加すべき項目も検討をしていくべき項目もほかにもあるんじゃないかということを感じます。

(根小田委員長)

はい、その他特にございませんでしょうか。

いろいろ委員の皆さま、ご意見を伺いましたが、一応本日の委員会で森林整備公社の今後の大まかな方向性を示すということをお求められておるわけですが、今日の議論でもありましたように、今、問題の所在、大分勉強して大分分かってきたようなところがあるんですが、基本的な問題は、平成20年度末で約280億円の負債を抱えておるが、低迷した木材価格というこういう現状のもとで、借入額に見合う売却益が望めないのが、抜本的な経営改革が必要だと、というのが基本的な問題なんですけど、そういうことでこの検討委員会を始めたわけですが。

ただ、現段階ではこの問題は全国的な問題で、単に高知県のみ問題ではないので、国の方が一体今後どういう対策というか、支援策を講じてくるかというようなこともまだ未確定な部分がありますし、それから森林の資産評価、これは一番難しいんですが、この方法、どういうふうに、例えば先ほどの環境面の評価も金銭的な価値でやるというようなこともいろいろやられてますんで、そういうことも含めて森林資産評価の方法についても、地方の代表と専門家で検討されてるようです。その結果がどうなるかということも、まだ未確定なところもあります。

つまり公社の森林資産の精査というものも必要だ、ということもありますので、なかなか資産査定が終了するまでは資産状況が数字的に確定できないというようなことがあります。現時点で抜本的な改革の方向はなかなかこれだ、ということは打ち出しにくい状況であろうと思います。



今後の公社のあり方については、理論的には、存続だ、民営化だ、県営林化、事業廃止、その他いろいろありますけれども、県民の負担だとか、公益的機能だとか土地所有者の関係とか、環境林としての価値だとかいろんな要素を総合的に判断する必要がありますので、これまで3回委員会をやりまして、ようやくわれわれ委員のレベルで、もちろん従来から検討委員会に携わって専門的な方おられますけれども、委員会全体としてはようやく問題の所在・課題みたいなものが浮かび上がってきた状況だと思いますので、今後の方向性としては当面、今後、来年度1年間程度、検討を継続して来年度末ぐらいには基本的にどういう改革をやるのかっていう、基本的な改革プランを策定するというので、議論を進めていったらどうかというふうに、私は感じたんですけど。

そういうふうな方向性でいかがでしょうか。

だから公社は当面存続していくということです。もちろん、前提条件としては新たな負債というか債務は絶対つからないような、基本的な前提で、当面は公社存続していき、来年度1年間で抜本的改革プラン策定の検討を行うと。そういう方向で今後進めていくということでしょうか。

～ 全員異議なし ～

(根小田委員長)

皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。そういうことでしたら、今日、皆さんご意見いただいた点で、必要な点を加えまして、どうしましょう。私が今話しましたこと何か文面化して出した方がよろしいですか。もし、ちょっと文章化できるのであれば、やっておいてと事前に言うといいたんですけど。

(事務局)

はい。じゃあ事務局に確認をしまして…事務局の方で考えたんですけど、少し見ていただいて、よろしければそういう方向でやっていただければ…

(根小田委員長)

はい。私が今お話ししたことを大体文章にするとこんなことかな、とちょっと事務局の方に事前に基本的な方向性がこうということで、ということで文章化しておいてよ、とお願ひしておきましたんで。

もし、この趣旨でよろしいということでしたら、行政改革検討委員会の方に、行政改革検討委員会は、今年度末に終了いたしますので、この委員会は実は行政改革検討委員会のサブの委員会という位置づけになっておりますので、委員長の方から報告を求められておりますので、この委員会の考え方としてこういう内容で報告をするということでしょうか。

よろしいですか。

(事務局)

はい。

(根小田委員長)

そしたら、それをこれで報告をしたいと思います。

そのほか事務局の方向か。特にございませんか。

(事務局)

それじゃ、すみません。少しお礼を申し上げたいと思います。

本年度最後の委員会ということで、委員の皆さまには大変お忙しい中、森林整備公社の経営改革について検討していただきまして、大変ありがとうございます。

先ほど委員長の方からも話がありましたように、この委員会は行政改革検討委員会の部会ということでやっておりますので、一旦、今年度は終了ということになりますけども、引き続き先ほどもお話がありましたように、公社問題について22年度も引き続き同じメンバー、委員さんで公社改革について検討をしていただきまして、抜本的な改革プランの策定をお願いしたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

今後とも森林整備公社の経営改革についてご検討いただきますようお願いを申しあげまして、お礼を申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

(根小田委員長)

はい、それでは以上をもちまして本日の委員会は終了いたします。

また来年度は引き続きお願いすることになるかと思えます。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

(委員)

ありがとうございました。